

件名	愛媛県核燃料税条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	原子力規制委員会設置法(平成24年6月27日公布・平成25年7月8日ほか施行)

【改正の概要】

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）及び電気事業法の一部が改正されたことに伴う規定整備

第4条第2項（課税対象となる核燃料の発電用原子炉への挿入がなされたものとされる日に関する規定）

(1) 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合
原子炉等規制法第43条の3の11第1項の規定により原子力規制委員会が行う使用前検査に合格した日又は電気事業法第49条第1項の規定により原子力規制委員会及び経済産業大臣が行う使用前検査に合格した日のいずれか遅い日

原子炉等規制法による使用前検査の規定を追加

電気事業法第54条第1項

↓

(2) 発電用原子炉について原子炉等規制法第43条の3の15第1項の規定により原子力規制委員会が行う施設定期検査の期間内に核燃料の当該発電用原子炉への装荷が行われた場合、経済産業大臣が行う定期検査当該施設定期検査が終了した日

↑
定期検査

原子炉等規制法による施設定期検査の規定に置換え

施行日	公布の日
-----	------

【その他参考事項】

1 愛媛県核燃料税条例の概要

- 原子力発電所の立地に伴う財政需要に充てるための財源として、法定外普通税として設けているもの
- 発電用原子炉へ挿入された核燃料の価額に対して課税（税率：価額の13/100）
- 有効期間：平成26年1月15日まで

2 原子力規制の変化

- 東日本大震災の福島原発事故を受け、原子力規制委員会を設置し、原子力利用における安全の確保を図ることを同委員会に一元化
- 原子力規制委員会設置法の附則により改正された電気事業法により、原子力発電工作物に関する事項が原子力規制委員会及び経済産業大臣の共管となる。